

## 支部会費規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、東京都行政書士会北支部（以下「支部」という。）支部細則（以下「細則」という。）第9条第6項の定めるところにより、支部会費について必要な事項を定める。
- 2 以下の条項において、個人支部会員のことを、単に支部会員という。

### (支部会費及び支部会費の納入方法)

- 第2条 支部細則第9条第2項に規定するとおり支部会費は月額とし、月の途中で入会及び退会したときは、その月の支部会費は1か月分とする。
- 2 支部会費は、原則として支部の指定する金融機関口座に振り込む方法とする。

### (支部会費滞納者に対する調査)

- 第3条 支部は、支部会員に会費の滞納があるときは、必要な調査を行うことができる。

### (会費の返還)

- 第4条 支部会員が退会又は死亡した場合において、当該支部会員又は遺族から、前納された支部会費の返還請求がある場合には、返還することができる。

### (支部会費の納入及び返還の基準日)

- 第5条 支部会費の納入及び返還の基準日は、東京都行政書士会の行政書士登録事務の取扱いによるものとする。

### (未収会費のうちの不良債権処理)

- 第6条 未収会費のうち不良債権の範囲及び取り扱い等については、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、令和7年8月29日から施行する。